

第3期米沢市ごみ処理基本計画

平成28年3月
米沢市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的	2
2 計画の期間	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象	4

第2章 市の概況

1 位置・地勢	6
2 気候	6
3 人口と世帯数	7
4 年齢別人口の推移	7
5 産業の動向	8

第3章 ごみ処理の現況

1 本市におけるごみ処理体制	1 2
2 ごみ処理事業の経緯	1 4
3 ごみ排出量の状況	1 6
4 最終処分の現状	2 2
5 ごみ処理に係る費用	2 3

第4章 検証と課題

1 検証	2 6
2 課題	3 1

第5章 計画の基本方針と目標

1 ごみ発生量の将来推計	3 4
2 計画の数値目標	3 5
3 ごみ排出抑制のための方策に関する事項	3 7

資料編

用語集	4 2
-----	-----

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の目的

ごみ処理基本計画は、米沢市（以下「本市」という。）が長期的・総合的視野に立って、計画的に一般廃棄物（ごみ）処理を推進していくために策定するものです。

本市では、平成8年10月に環境にやさしい暮らしづくりと循環型社会づくりの推進を基本として「米沢市ごみ処理基本計画」を策定し、その後、平成17年度に計画の見直しを行い、平成18年3月に「米沢市ごみ処理基本計画（改訂版）」（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画の策定後、プラスチック容器包装などの分別収集や粗大ごみの有料戸別収集などの実施をはじめ、市民・事業者・行政の共創による取組みなどにより、ごみの減量や資源のリサイクルを進めてきました。

国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）や資源の有効利用促進に関する各種法令の整備を行い、3Rの推進による循環型社会の構築を目指し、また、平成25年4月には、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が施行され、対象を絞ったごみの減量化・資源化に向けた動きが強まっています。

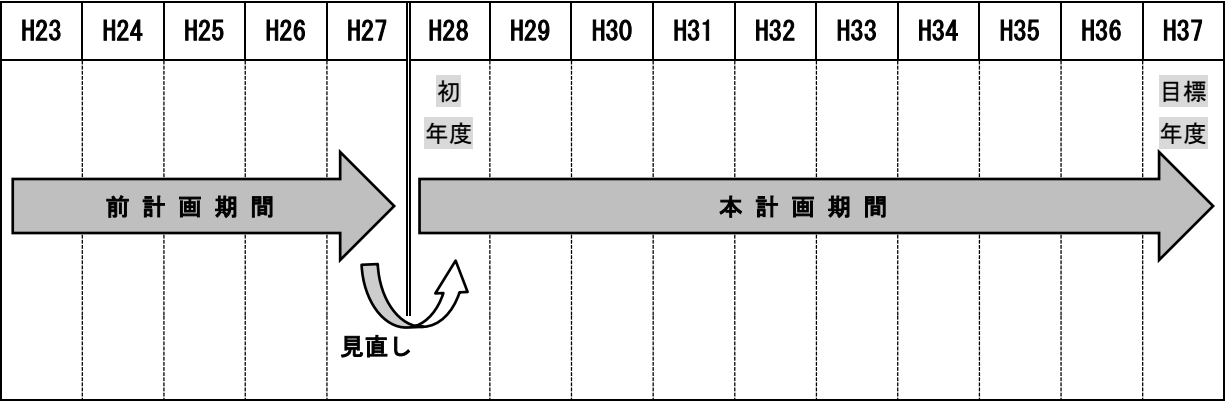
山形県は、「全国一ごみの少ない県～ごみゼロやまがたの実現～」を目指し「山形県循環型社会形成推進計画」を平成24年3月に策定し、廃棄物に係る数値目標、県の具体的な施策、県民や事業者等の各主体の行動指針等を示しています。

こうした国・県の動向や前計画の最終目標年度（平成27年度）に到達するにあたり、廃棄物を取り巻く現状、課題、目標の達成状況等を踏まえ、前計画の評価や見直しを行い、新たな「米沢市ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の期間

計画の期間について、国が示す計画策定指針では、目標年次を概ね10年から15年先に設定し、概ね5年ごとに見直すことが適切であるとされています。

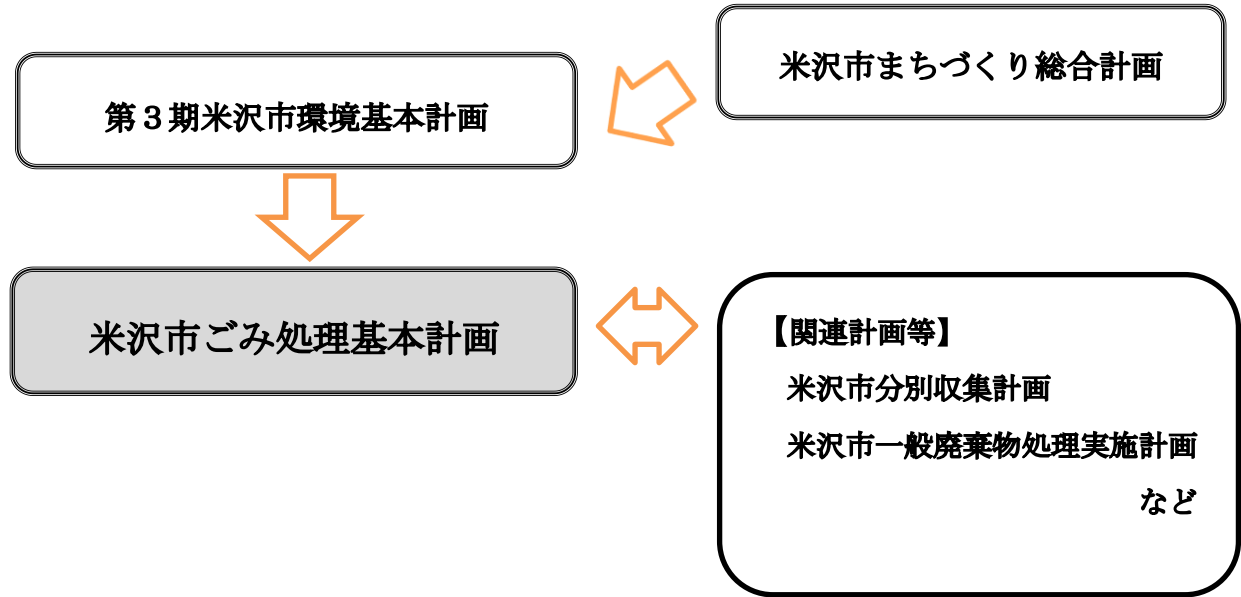
本計画は、平成28年度を初年度、平成37年度を目標年度とし、10年間を計画期間としています。



■図1-1 計画期間

3 計画の位置づけ

本計画は、「米沢市まちづくり総合計画」と「第3期米沢市環境基本計画」に定められている計画事項のうち、一般廃棄物行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示すものです。

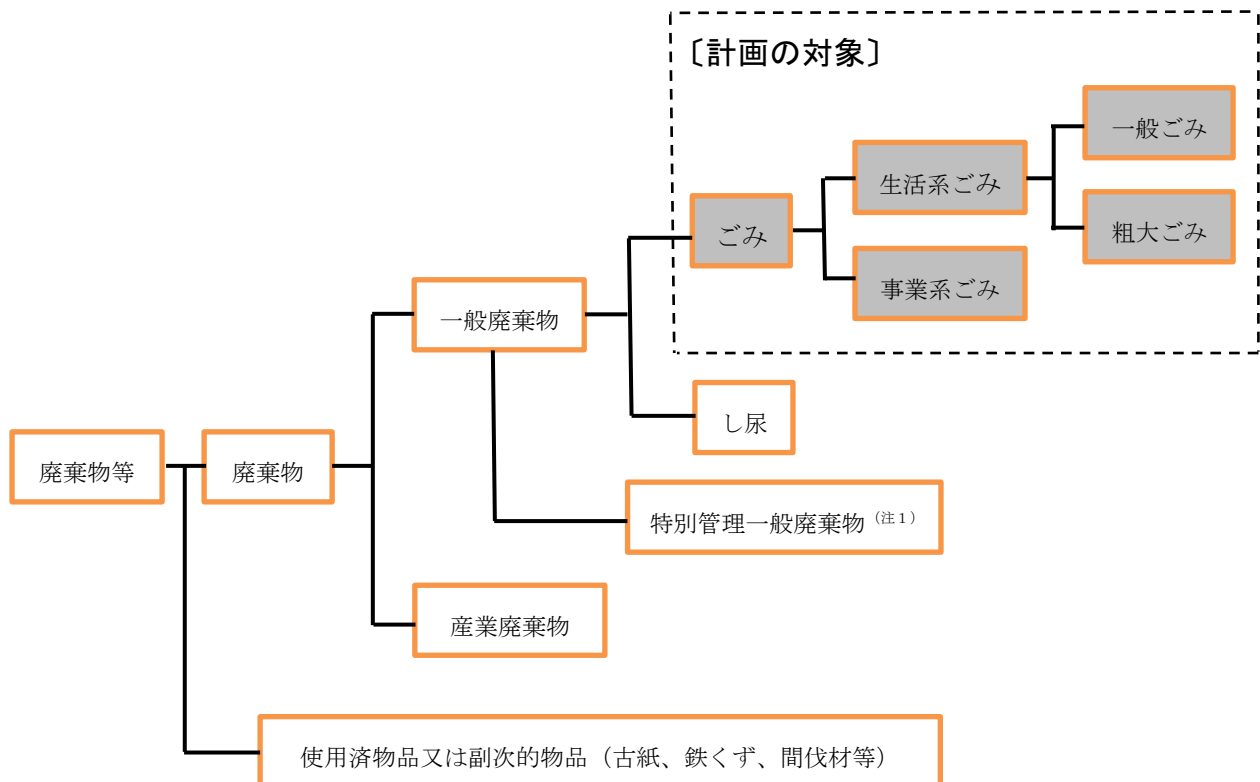


■図1-2 計画の位置づけ

4 計画の対象

本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等（廃棄物及び使用済物品等または副次的物品）のうち、一般廃棄物の「ごみ」とします。

■図1－3 計画の対象



（注1）爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある。

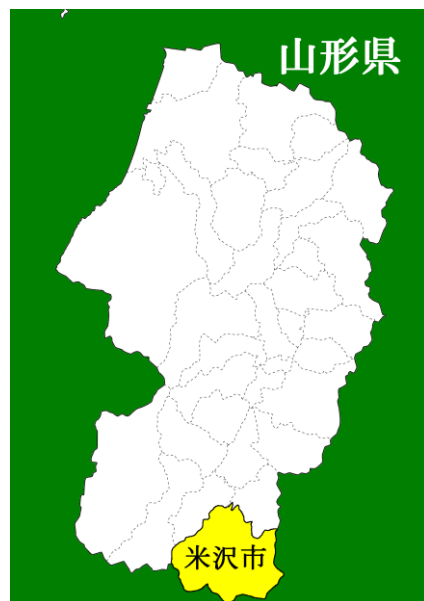
第2章 市の概況

1 位置・地勢

本市は山形県の最南端に位置し、山形県の母なる川「最上川」の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地に位置し、福島県と県境を接しています。

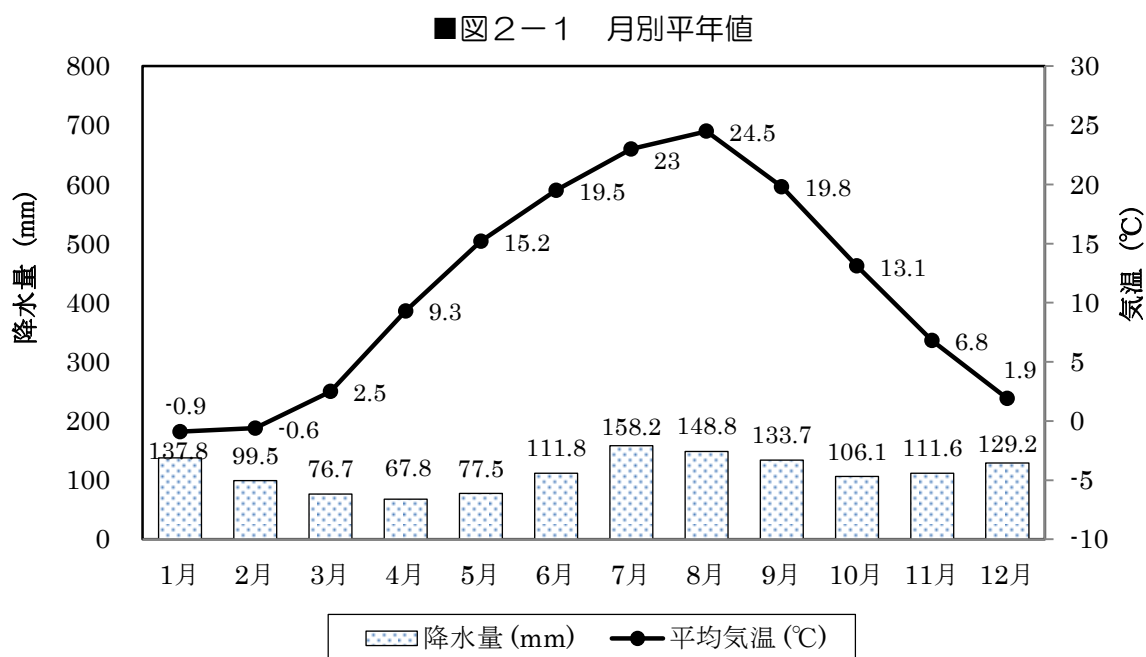
市域は東西32.1km、南北28.2km、周長124.5kmで横長の楕円形に近い形をしており、面積は548.51km²となっています。

なお、本市は周辺の長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町の3市5町で「置賜広域行政事務組合」を構成し、広域処理を実施しています。



2 気候

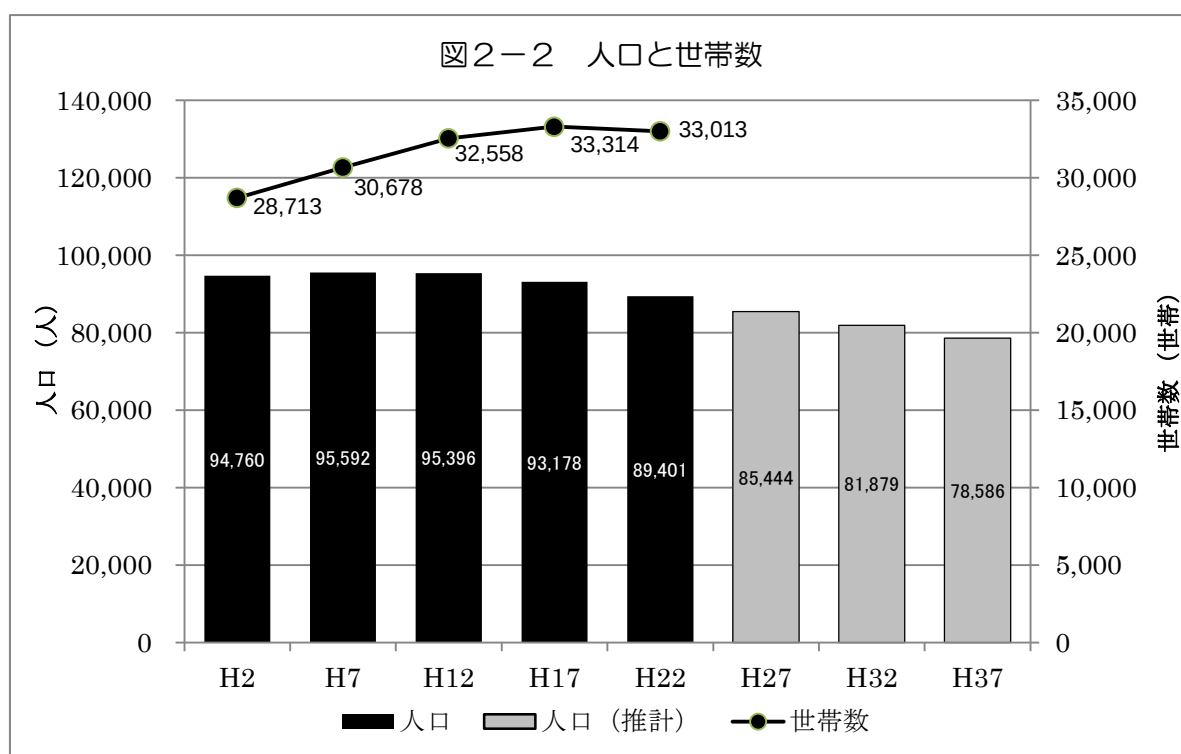
本市は、冬の降水量が多い日本海側気候に属しており、夏は高温多湿で、冬は寒さが厳しく、特別豪雪地帯に指定されています。年間累計降雪量は10mに達することがあるほか、市街地でも平年の最高積雪深が約1mに達するほどの降雪量があります。山形地方気象台が管理する米沢地域気象観測所での観測結果によると、昭和56年から平成22年の30年間の年平均気温は11.2℃、年間の降水量は約1,363mmとなっています。



出典：気象庁電子閲覧室webサイト

3 人口と世帯数

本市の人口は平成22年10月1日現在、89,401人であり、平成7年をピークに減少傾向にあります。平成37年の本市の人口は78,586人と予測しており、人口減少は更に進んでいくものと想定されます。一方、世帯数は平成2年より増加傾向にあり、本市の核家族化が進んでいることが伺えます。



出典：「国勢調査」（総務省統計局）

「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月 国立社会保障・人口問題研究所）

注1) 各年10月1日現在の人口及び世帯数を示します。

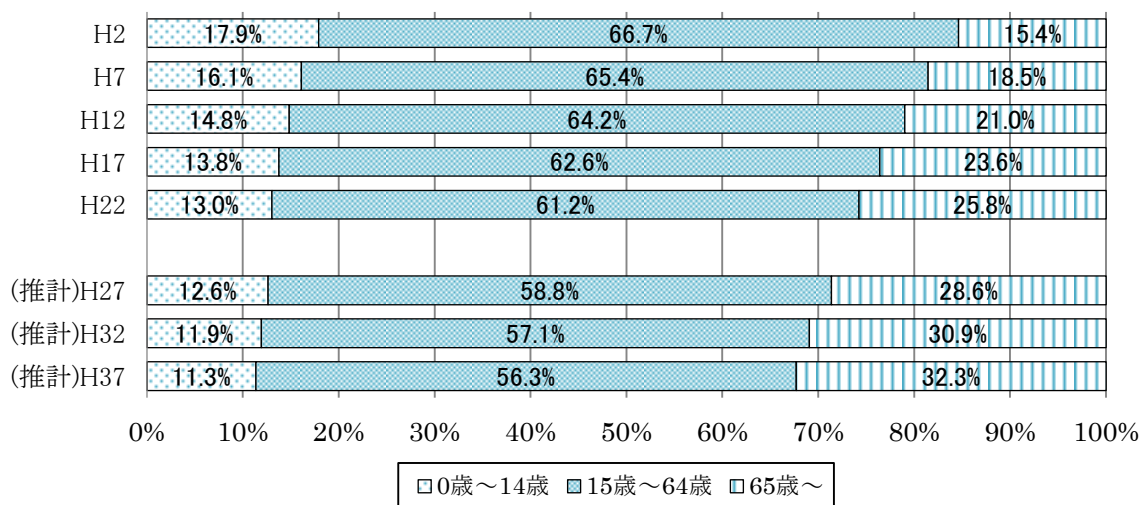
注2) 平成27年から平成37年は推計人口です。

4 年齢別人口の推移

本市の年齢別人口割合の推移は、0～14歳の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合は、平成2年以降減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口割合は増加傾向にあり、平成22年は25.8%と、高齢者人口が市民の4人に1人以上の割合を占めるなど、本市においても少子高齢化の進行が伺えます。

平成37年の高齢者人口予測割合は32.3%であり、少子高齢化は更に進んでいくものと想定されます。

■図2-3 年齢別人口の割合



出典：「国勢調査」（総務省統計局）

「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月 国立社会保障・人口問題研究所）

注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

注2) 各年10月1日現在の人口比率を示します。

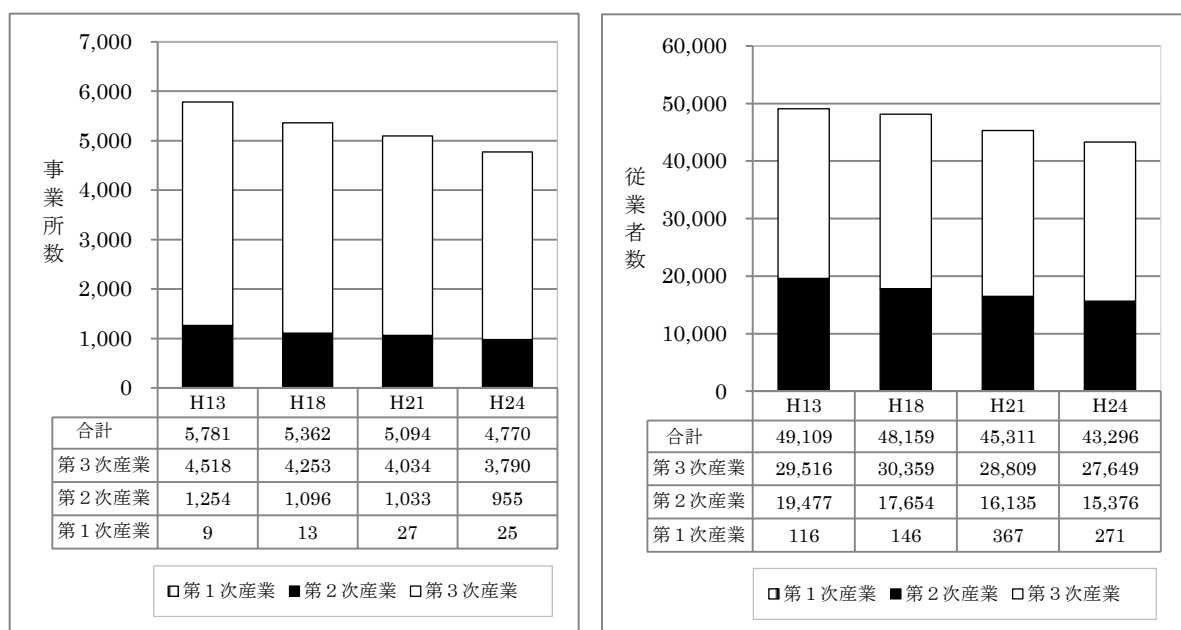
注3) 平成27年から平成37年は推計値です。

5 産業の動向

平成24年における事業所数は4,770事業所、従業者数は43,296人です。平成24年現在、最も占める割合の大きいものは「第3次産業」で、事業所数は約80%、従業者数は64%となっています。また、市域における事業所数、従業者数は平成13年から減少傾向で推移しています。

平成24年における事業所数を産業分類別にみると、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「製造業」などとなっています。従業者数を産業分類別にみると、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」などとなっています。

■図2-4 事業所数・従業者数の推移（民営）



出典：平成13年、平成18年：事業所・企業統計調査結果（総務省 HP）
平成21年、平成24年：経済センサス（総務省 HP）

■表2-1 産業大分類別事業所数、従業者数（民営：平成24年）

産業大分類			事業所数 (事業所)		従業者数 (人)	
				比率		比率
総数			4,770	100.0%	43,296	100.0%
第1次産業	農林漁業		25	0.6%	271	0.6%
	第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0%	2	0.0%
		建設業	415	8.8%	2,849	6.6%
		製造業	539	11.3%	12,525	29.0%
	第3次産業	電気、ガス、熱供給、水道業	2	0.0%	76	0.2%
		情報通信業	47	1.0%	402	0.9%
		運輸業、郵便業	77	1.7%	1,593	3.7%
		卸売業、小売業	1,176	24.7%	7,895	18.3%
		金融業、保険業	92	2.0%	1,015	2.4%
		不動産業、物品賃貸業	374	7.9%	847	2.0%
		学術研究、専門・技術サービス	159	3.4%	890	2.1%
		宿泊業、飲食サービス業	593	12.5%	3,698	8.6%
		生活関連サービス業、娯楽業	446	9.4%	2,027	4.7%
		教育、学習支援業	124	2.6%	1,348	3.2%
		医療、福祉	299	6.3%	4,733	11.0%
		複合サービス事業	29	0.6%	227	0.6%
		サービス業	372	7.8%	2,898	6.7%

出典：経済センサス

注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

第 3 章 ごみ処理の現況

1 本市におけるごみ処理体制

(1) ごみの区分

本市では、家庭から排出されるごみ（生活系ごみ）を、可燃性ごみ、不燃性ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、有害ごみ、資源物、粗大ごみに分類しています。このうち、資源物については、さらに古紙類、古繊維類、缶、びんの4種に分類されます。ごみの回収には、置賜広域行政事務組合指定のごみ袋や粗大ごみ用証紙を使用しています。

■表3-1 生活系ごみの分類

区 分		内 容
可燃性ごみ		生ごみ類、紙くず類、おむつ、布きれ、下着類、靴下、ぬいぐるみ、クッション、雨具（カッパ）、アノラック、スキーウェア、食用油の容器（プラスチック製）、マヨネーズ・ケチャップ・歯みがき粉などのチューブ状の容器、革製品（バッグ、ランドセルなど）、靴類（革靴、長靴、サンダルなど）、ゴム製品、グローブ、ボール、カセットテープ、ビデオテープ、カイロ（使い捨てタイプ）、ペット用の砂、在宅医療の人工透析パック及びチューブ類、花火、木くず・剪定くず 等
不燃性ごみ		金属類、キャップ類（金属製）、調理器具（鍋、フライパンなど）、食器、刃物類、針金類、小型の電気製品（アイロン、ドライヤー、ポット、炊飯器など）、硬いプラスチック製品（ハンガー、バケツ、植木鉢、園芸用プランター、ペン類、おもちゃなど）、フロッピーディスク、MD、CD、DVD、ブルーレイディスク、ガラス製品、陶磁器、電球（白熱電球、LED 電球）、傘、化粧品品のびん、食用油の缶・びん、スプレー缶、カセットボンベのガス容器、ライター等
プラスチック製容器包装		発泡スチロール（緩衝材など）、キャップ・ラベル、ボトル類、ポリ袋類、トレイ・パック類
ペットボトル		飲料用、酒類用（みりんを含む）、しょう油用などのペットボトル
有害ごみ		蛍光灯、乾電池、水銀体温計
資源物	古紙類	新聞・チラシ、段ボール、牛乳パック・紙パック（ジュース類）、雑紙（雑誌、本、紙製の箱など）
	古繊維類	古着、バスタオル、タオルケット、毛布、シーツ
	缶	食料品用、飲料品用
	びん	食料品用、飲料品用
粗大ごみ		自転車、大型の家電製品（家電リサイクル対象品以外）、家具類（椅子、テーブル、タンスなど）、布団など （長さが 50 cm を超えるもの、大きさが 50 cm 角を超えるもの、重さが 5 kg を超えるもの、指定袋に入らないもの）

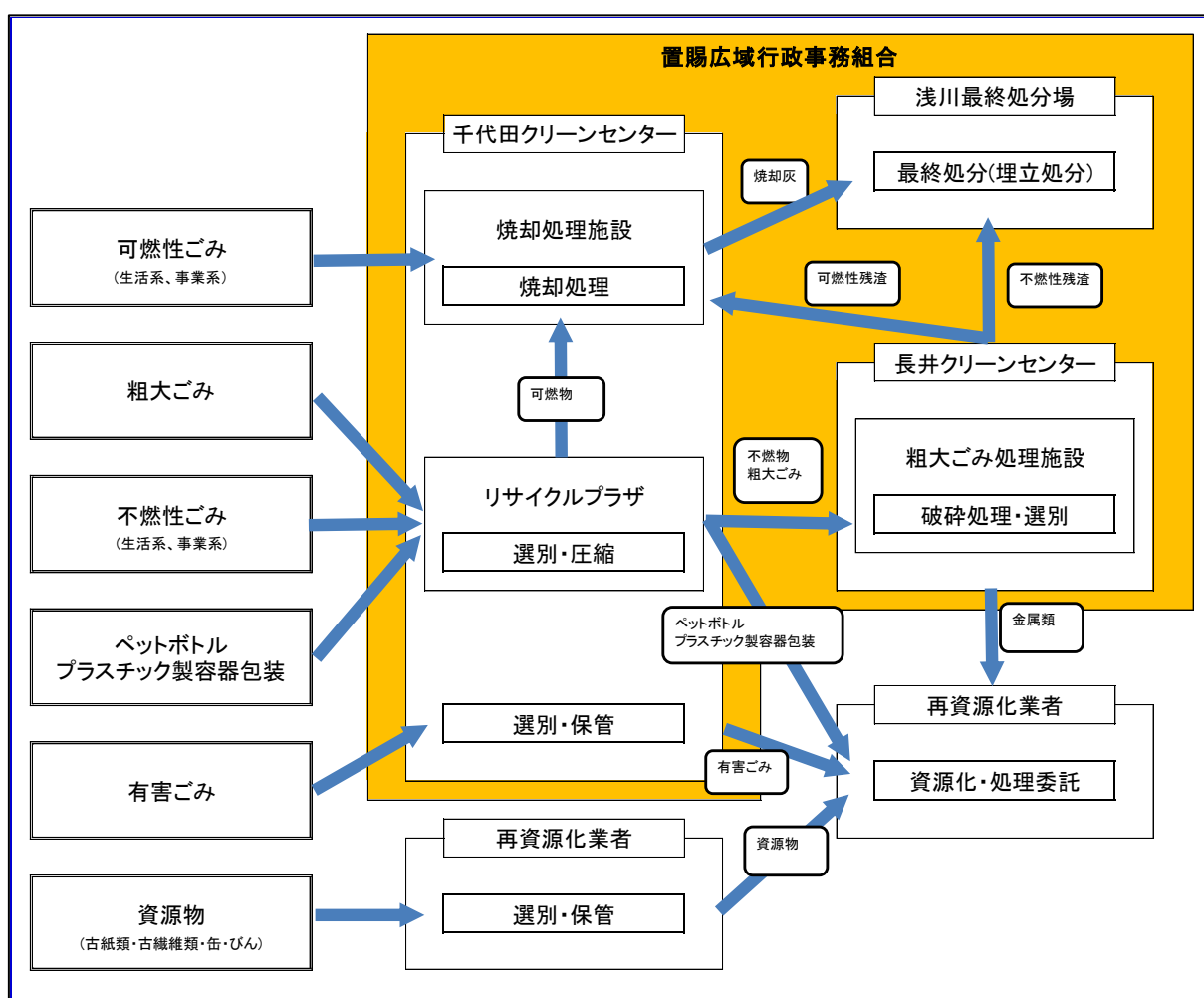
出典：「家庭のごみと資源物の分け方・出し方」（米沢市・米沢市衛生組合連合会）

(2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは図3-1のとおりです。

本市を含む置賜地域の3市5町のごみは置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター（以下「千代田クリーンセンター」という。）、及び置賜広域行政事務組合長井クリーンセンター（以下「長井クリーンセンター」という。）において中間処理（焼却処理、破碎処理等）されます。

なお、中間処理後に生じる焼却灰や不燃残渣については、置賜広域行政事務組合浅川最終処分場（以下「浅川最終処分場」という。）へ最終処分（埋立処分）されています。また、資源物や有害ごみについては、選別し一時保管した後、資源化しています。



■図3-1 ごみ処理フロー

2 ごみ処理事業の経緯

■表3-2 本市におけるごみ処理事業の経緯

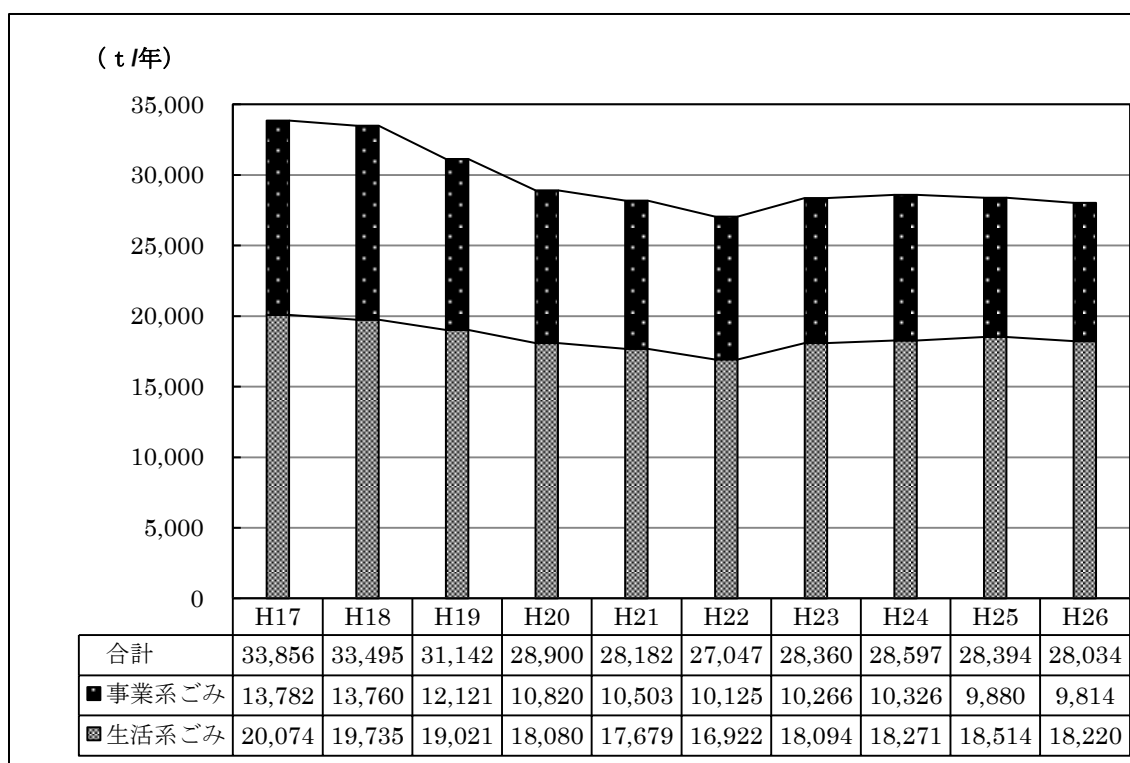
明治22年4月	○市制施行。
明治33年4月	○「汚物掃除法」施行（後の廃棄物処理法の前身となる法律）。
昭和29年7月	○「清掃法」施行。これに伴い、汚物掃除法が廃止される。
昭和38年3月	○本市内にごみ焼却施設が設置される（処理能力30トン/日）。
昭和45年5月	○老朽化のため更新したごみ焼却施設が稼働を開始する（処理能力70トン/日）。
昭和45年12月	○「廃棄物処理法」施行。これに伴い、清掃法が廃止される。
昭和46年7月	○置賜広域行政事務組合が設立する。
昭和51年4月	○置賜広域行政事務組合千代田清掃事業所ごみ処理施設（処理能力120トン/日）が稼働を開始する。これを受け、それまで稼働していた本市内のごみ焼却施設（米沢清掃事業所ごみ処理施設）を廃止し、焼却処理を上記施設へ完全移行する。
昭和53年4月	○置賜広域行政事務組合浅川埋立地が設置される。これを受け、米沢清掃事業所埋立地が廃止される。
昭和56年	○廃家電製品収集（年1回）を開始する。（平成10年度まで継続）
昭和61年	○生ごみ処理容器（コンポスト容器等）の補助を開始。 （平成25年度まで継続）
平成元年	○廃寝具収集（年1回）を開始する。（平成11年度まで継続）
平成4年7月	○資源ごみ回収モデル地区を設置し、試験的に資源物回収を開始する。 （平成9年9月まで回収を継続）
平成5年4月	○浅川埋立地の埋め立てが完了する。 ○置賜広域行政事務組合浅川最終処分場が設置される。
平成6年2月	○置賜広域行政事務組合長井粗大ごみ処理施設が稼働を開始する。
平成8年10月	○第1期米沢市ごみ処理基本計画が策定される。
平成9年4月	○「容器包装リサイクル法」施行。
平成9年10月	○本市における分別資源物（古紙類、古繊維類、缶、びん）の収集を開始する。
平成10年9月	○（仮称）清掃センターごみ処理施設（処理能力85トン/日×3炉、計255トン/日）が設置される。これを受け、千代田清掃事業所の焼却施設が廃止される。

平成 11 年 4 月	○（仮称）清掃センターごみ処理施設が本格稼働を開始する。併せて、名称を千代田クリーンセンターに改称する。 ○ごみ袋が置賜広域行政事務組合指定のものとなり、生活系ごみの処理が有料化される。 ○粗大ごみの収集を開始する。
平成 13 年 4 月	○「家電リサイクル法」施行。 ○「資源有効利用促進法」施行。
平成 14 年 4 月	○千代田クリーンセンターリサイクルプラザ（ペットボトル 2.2 トン/日、プラスチック製容器包装 11.3 トン/日）が稼働を開始する。 ○ペットボトル及びプラスチック製容器包装の回収を開始する。
平成 15 年 10 月	○家庭用パソコンを収集対象から除外。（資源有効利用促進法に基づき、各メーカーが回収・リサイクルすることになったため。）
平成 18 年 3 月	○第 2 期米沢市ごみ処理基本計画が策定される。
平成 21 年 2 月	○市内の店舗（レジ袋有料化実施店舗）でレジ袋有料化が開始する。
平成 22 年 5 月	○ガーデンシュレツダの貸出を開始する。
平成 22 年 11 月	○第 1 回エコクッキング講習会を開催する。
平成 23 年 2 月	○「家庭のごみと資源物の分け方・出し方（第 1 版）」が発行され、本市におけるごみの出し方の基準となる。
平成 23 年 7 月	○第 1 回段ボール式生ごみコンポスト講習会を開催する。
平成 23 年 10 月	○置賜広域行政事務組合浅川最終処分場第 1 期分の埋立が完了し、第 2 期分の埋立が開始される。
平成 25 年 4 月	○「小型家電リサイクル法」施行。
平成 26 年 10 月	○米沢市生涯学習フェスティバルにおいて、小型家電 5 品目についての試験的なイベント回収を実施する。

3 ごみ排出量の状況

(1) ごみ排出量

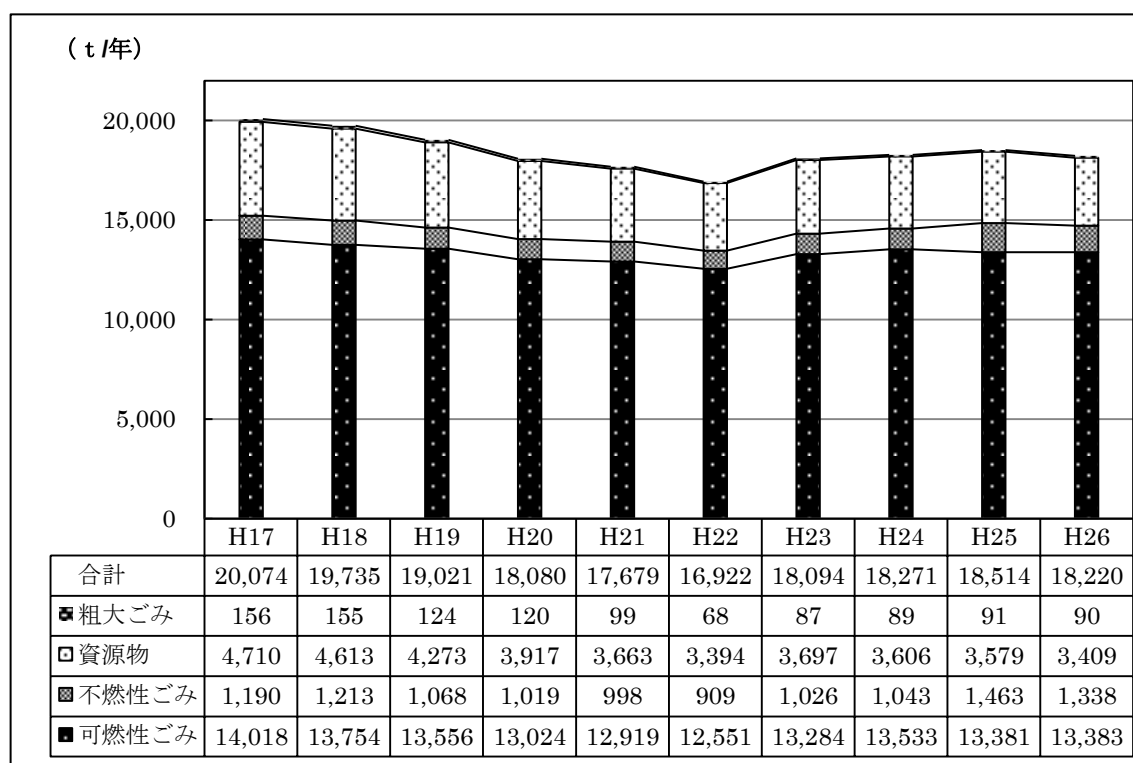
本市から発生する生活系ごみと事業系ごみの合計を過去10年間（平成17～26年度）で比較すると、平成22年度までは減少傾向にありましたが、東日本大震災発生直後の平成23年度においては、前年度よりも排出量が増加する結果になりました。平成24年度以降はわずかではありますが年々減少しており、相対的には、平成26年度のごみ排出量は、平成17年度に比べ約17%減少しています。



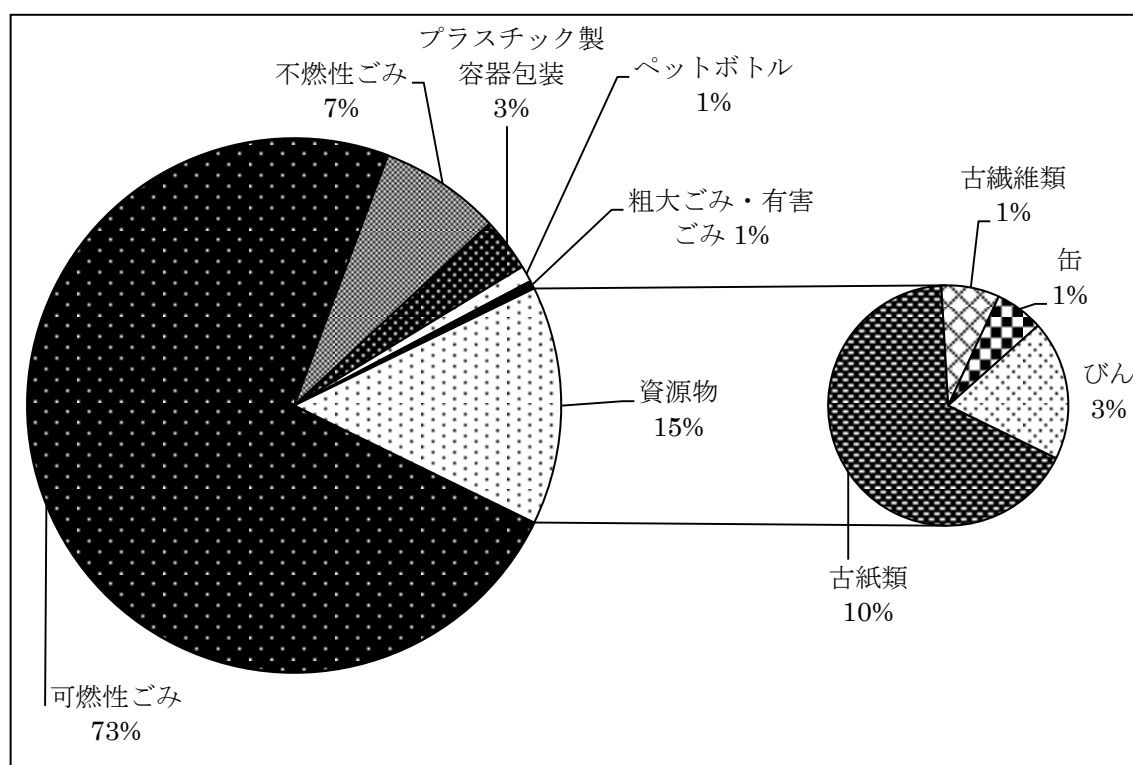
■図3-2 ごみ排出量の推移

(2) 生活系ごみ排出量

本市における生活系ごみの排出量については、平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度以降は増加傾向にあります。平成26年度においては、生活系ごみの排出量は減少しているものの、その内訳を見ると、可燃性ごみ（生活系の可燃性ごみ）の排出量については増加していることがわかります。平成26年度における生活系ごみの排出量は平成17年度に比べて約10%減少しており、排出内訳を見ると、可燃性ごみが13,383トン（生活系ごみの73%）、不燃性ごみが1,338トン（同7%）となっています。



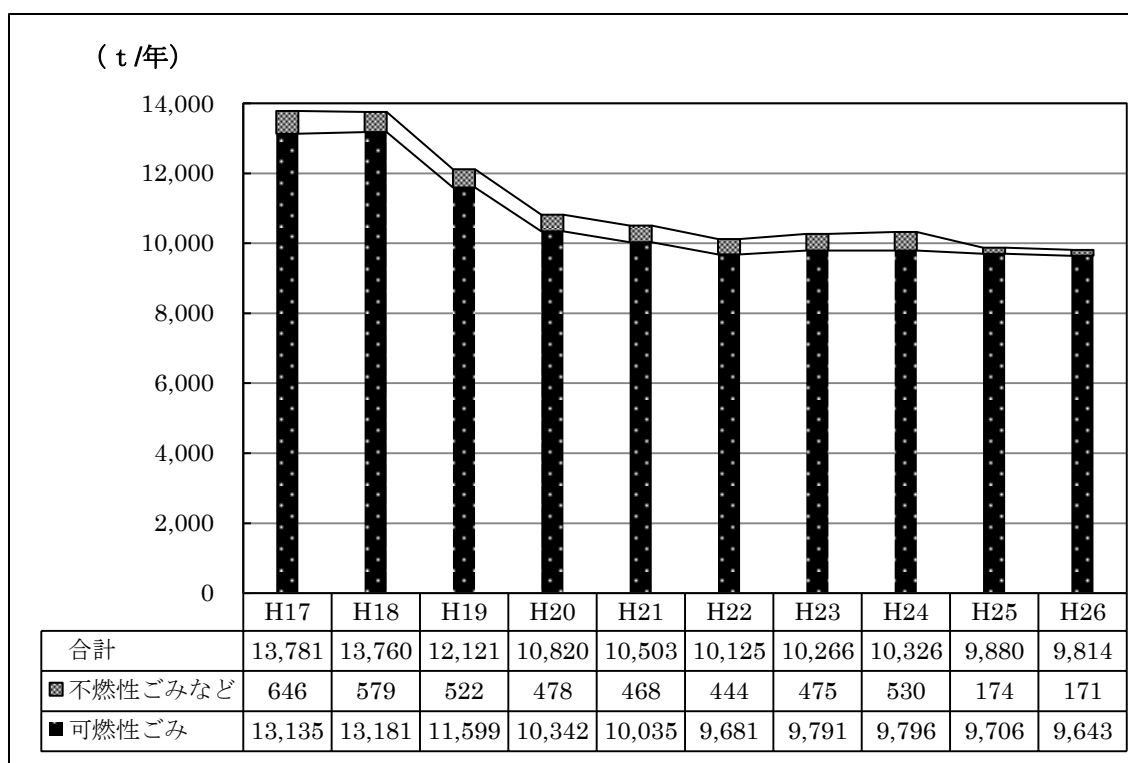
■図3-3 生活系ごみ排出量の推移



■図3-4 生活系ごみの排出内訳(平成26年度)

(3) 事業系ごみ排出量

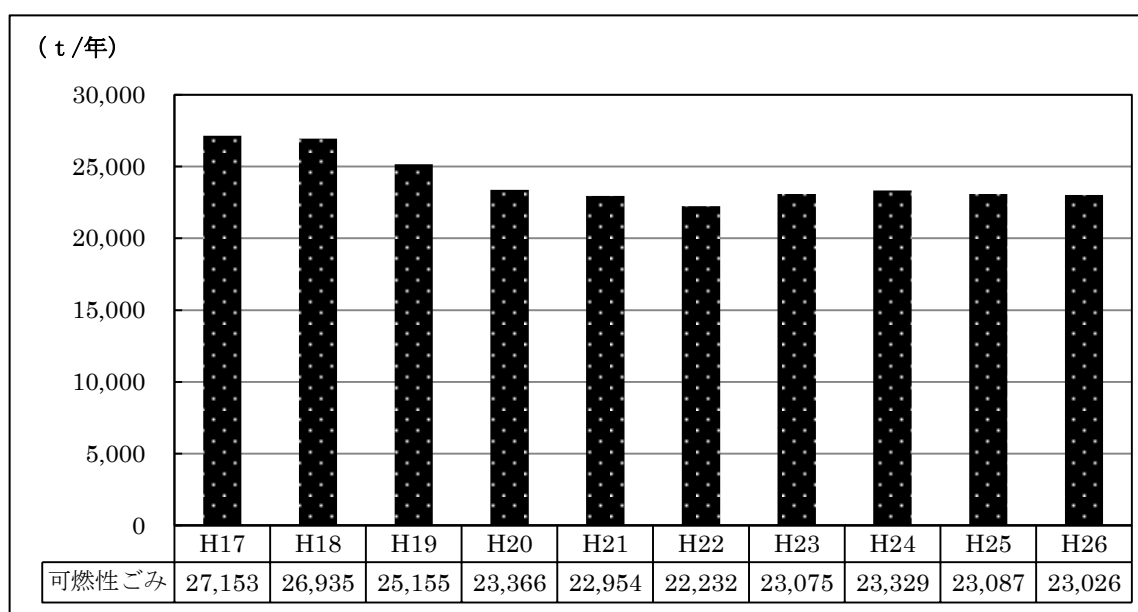
事業系ごみの排出量は、平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度及び平成24年度は増加し、平成25年度以降は再び減少しています。平成26年度における事業系ごみの排出量は、平成17年度に比べ、約29%減少しています。排出される事業系ごみの大部分は、可燃性ごみ（事業系の可燃性ごみ）が占めています。



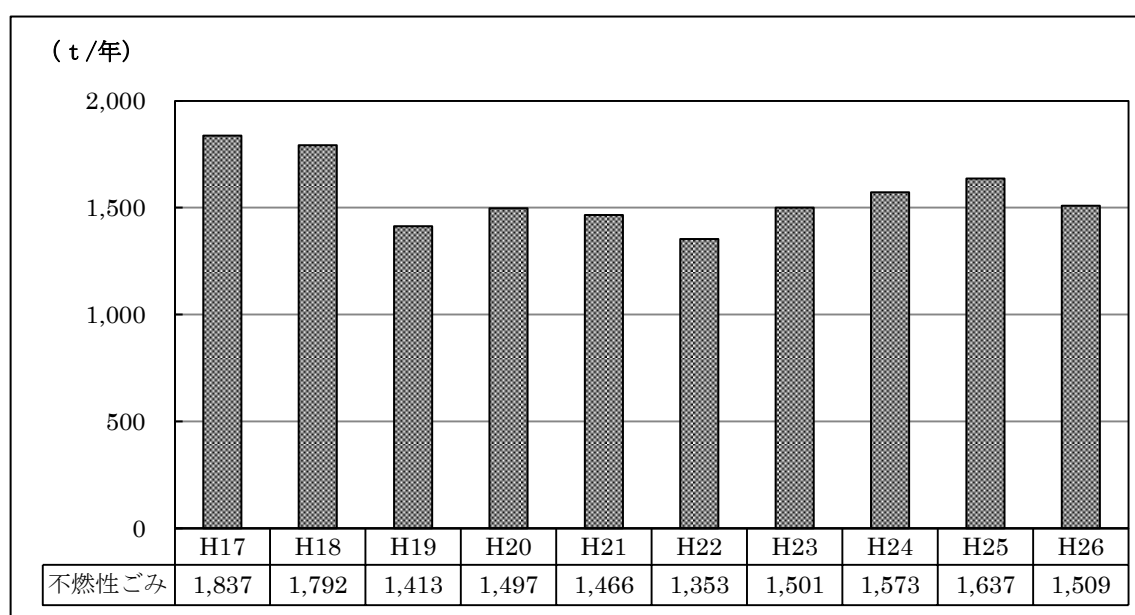
■図3-5 事業系ごみ排出量の推移

(4) 排出量・資源化量の推移

ごみ排出量の内訳を見ると、可燃性ごみについては、平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度に増加し、以降の排出量は横ばいに推移しています。不燃性ごみの排出量については、全体的には可燃性ごみの排出量に似た推移となっていますが、平成19年度と平成26年度において、前年度よりも大きく減少していることがわかります。



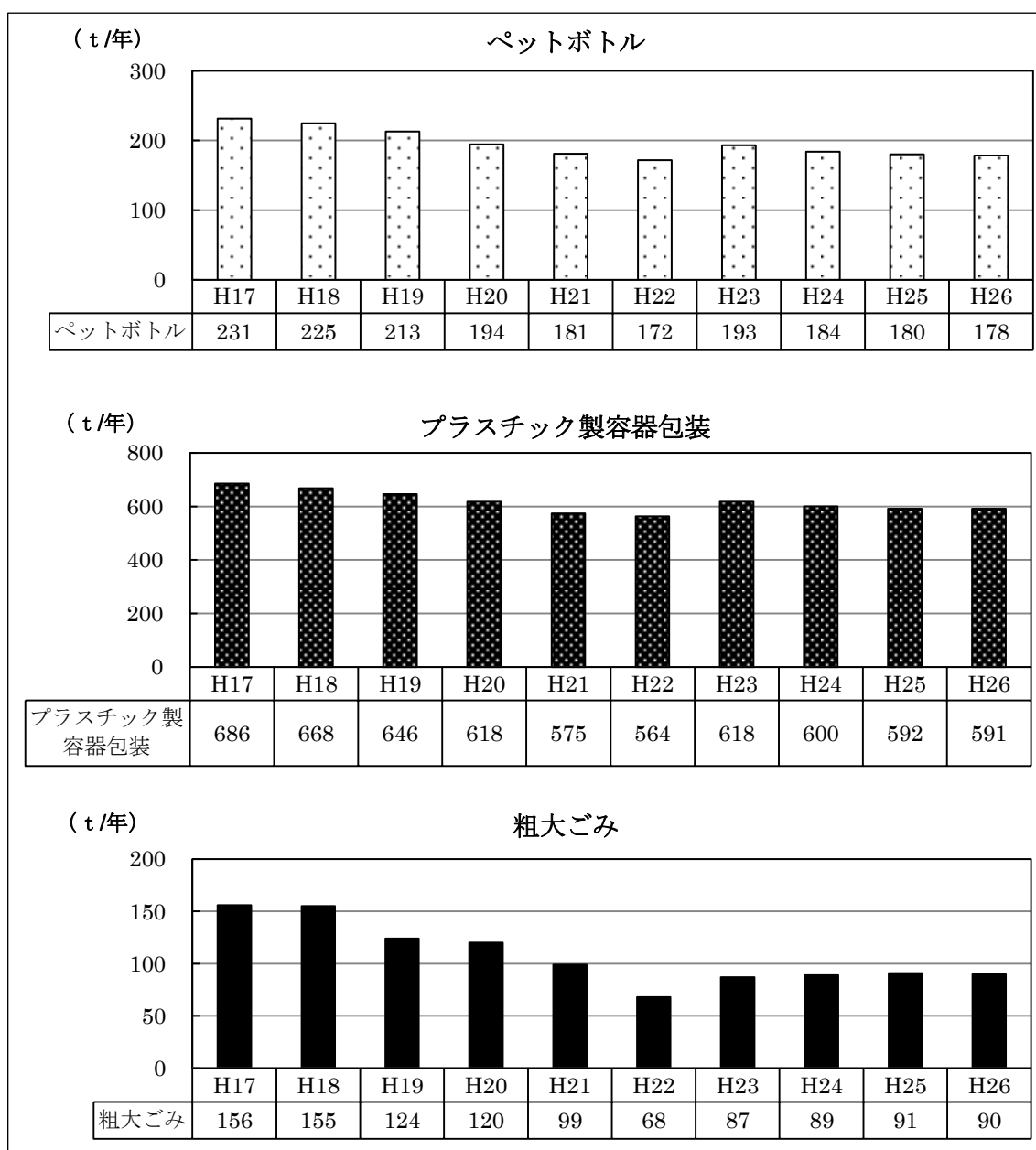
■図3-6 可燃性ごみ排出量の推移



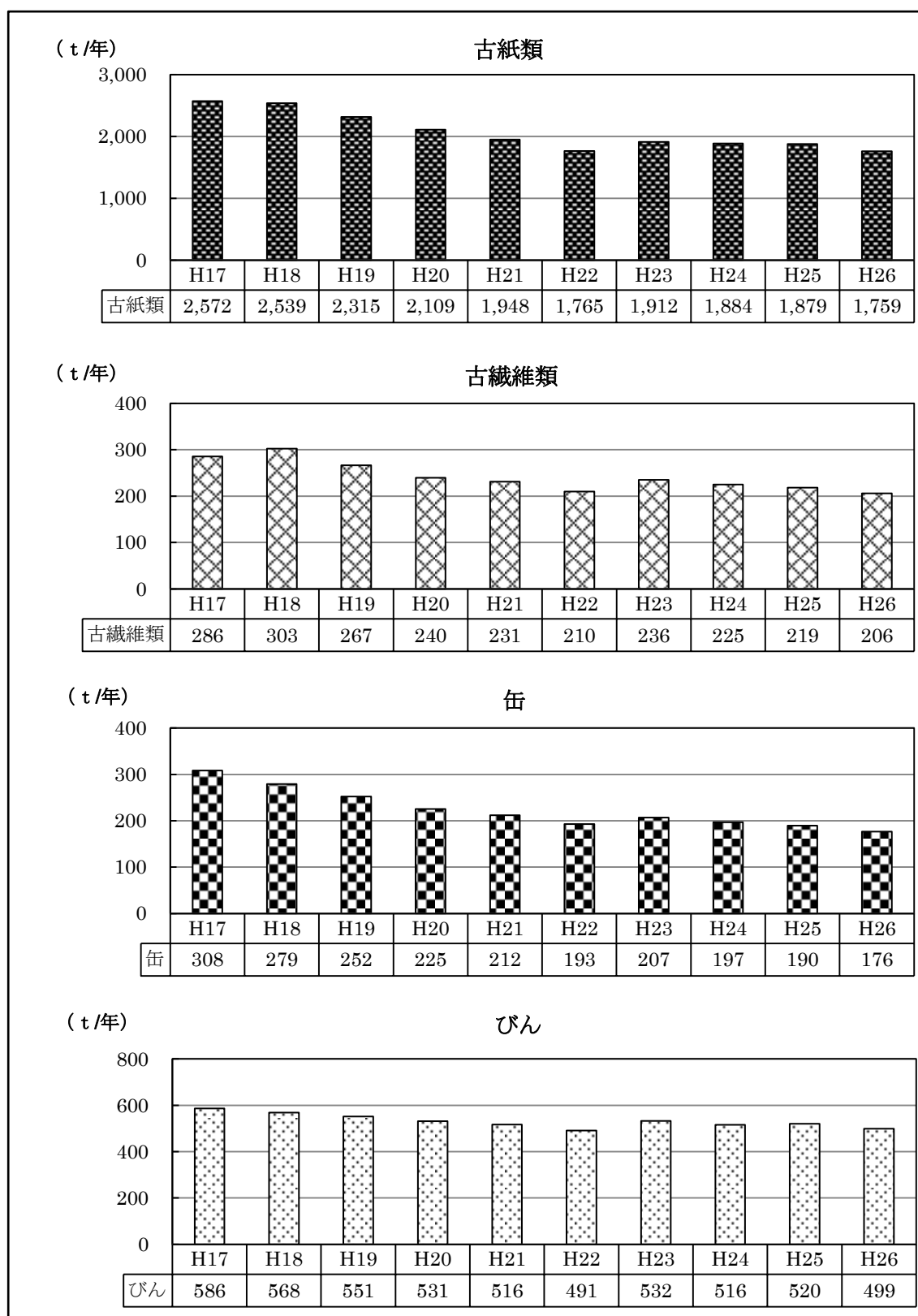
■図3-7 不燃性ごみ排出量の推移

ペットボトル、プラスチック製容器包装については、図3-8のとおり、平成22年度まで減少傾向にありましたが、平成23年度に一度増加し、これ以降は再び年々減少しています。粗大ごみについても、平成23年度まではペットボトルの排出量等と同様に推移していますが、これ以降は横ばいとなっています。

資源物（古紙類、古繊維類、缶、びん）については、資源化に向かないものを取り除いたあとの、実際に資源化に充てられる量（資源化量）を掲載しています。これら資源物についても、図3-9のとおり、ペットボトルの排出量等と同様の推移が見られますが、びんにおける平成25年度の資源化量のみ増加しているのがわかります。



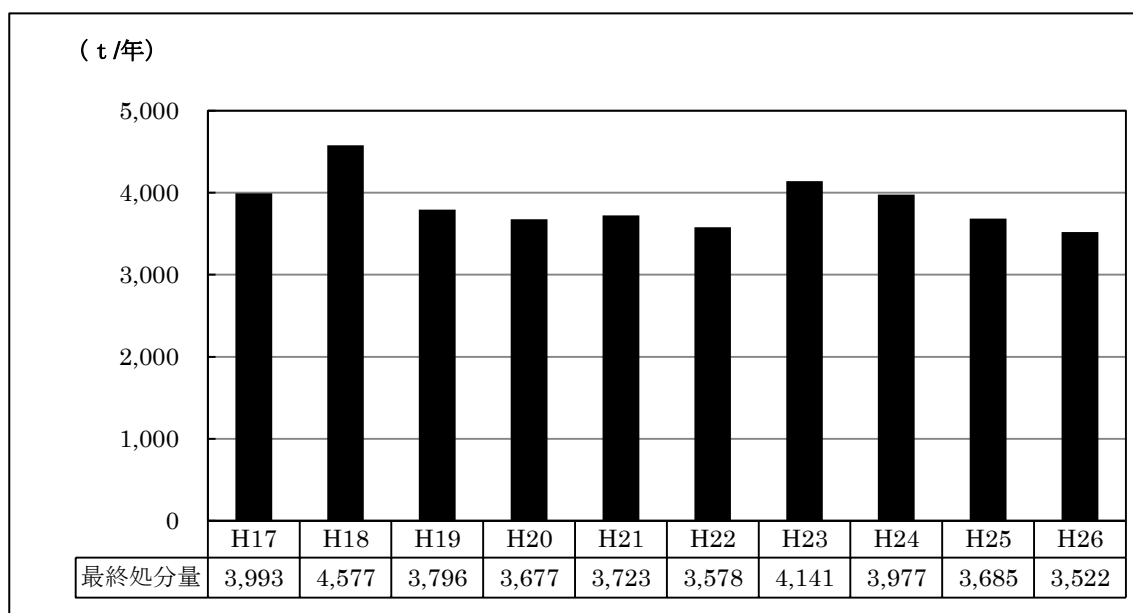
■図3-8 項目別ごみ排出量の推移



■図3-9 項目別資源化量の推移

4 最終処分の現状

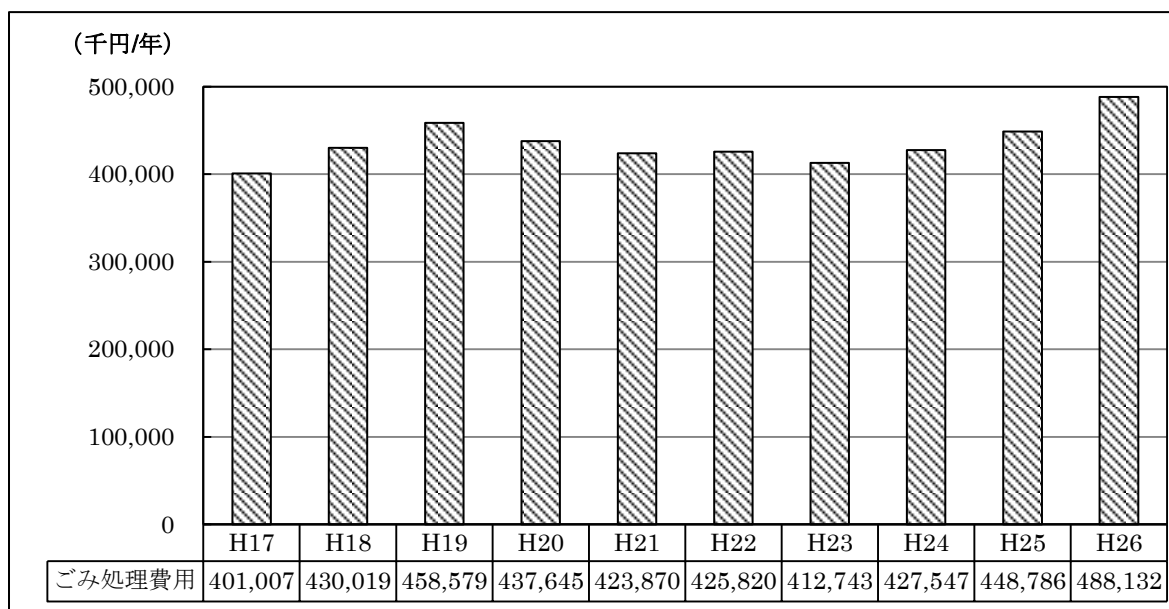
排出されたごみは焼却処理・破砕処理等（中間処理）の後、最終処分場に埋立処分（最終処分）されます。本市から出たごみは、置賜広域行政事務組合が所有する浅川最終処分場に埋め立てられています。過去10年間の最終処分量の推移を見ると、平成18年度が最も多くなっており、平成23年度以降は年々減少していることがわかります。



■図3-10 最終処分量の推移

5 ごみ処理に係る費用

本市における年度あたりのごみ処理費用は、平成23年度以降年々増加しています。ごみ処理費用の内訳は、収集運搬業務に係る委託料などです。



■図3-11 ごみ処理費用の推移

第4章 検証と課題

本計画の策定にあたって、前計画の進捗状況を把握し、検証することで課題を明確にする必要があります。

1 検証

前計画で掲げた次の方策の実施状況、目標値の達成状況について検証しました。

○市における方策について

○市民、事業者、行政の協調体制による方策について

○1人1日当たりのごみ排出量の目標について

○ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクル率の目標について

(1) 市における方策

方策	実施状況	
①環境教育、啓発活動の充実	出前講座の実施	学校や衛生組合の会合等において、ごみ減量化に関する市民意識を高めるために出前講座を実施しました。
	環境標語コンクールの開催	ごみリサイクルや地球温暖化などの環境問題、環境美化や自然環境保護などの環境保全活動について呼びかける内容の標語を市内の小学生、中学生及び高校生を対象に募集しました。 (平成26年度応募数：2,737作品)
	生涯学習フェスティバルにおける啓発	「生涯学習フェスティバル」において、千代田クリーンセンター「くりえいと工房」でリサイクルした自転車を展示するとともに、ごみの分別についてのクイズを実施しました。
②事業者に対する減量化指導の徹底	事業系ごみの処理方法についての情報提供	平成23年2月発行の「家庭のごみと資源物の分け方・出し方」にて情報提供を実施しました。また、事業者から個別に問い合わせがあった場合に情報提供を行いました。
	ごみ減量化推進計画などの作成指導	指導方法を検討した結果、多種多様な事業者に対し、それぞれ個別に指導を行うことは困難であることがわかりました。

方策	実施状況	
③飲食物容器、包装廃棄物などの排出抑制	レジ袋有料化	平成 21 年 4 月からレジ袋有料化を実施しました。レジ袋の配布数を削減しようとする市内の小売店をレジ袋有料化実施店として登録しました。 (平成 27 年 3 月現在 : 14 社 28 店舗)
	マイバッグ持参率の調査	レジ袋有料化実施店における一年間のマイバッグ持参率の調査を実施しました。調査結果を市広報で公表し、マイバッグ持参を推奨することで、包装ごみの減量化に努めました。 (平成 27 年 3 月現在 市内の食品系主要小売店 5 店舗平均 : 85.2%)
④生ごみ堆肥化の推奨	生ごみ処理容器購入費の補助	生ごみの減量化と資源の有効利用を促進するため、生ごみ処理容器（地上据置き型コンポストまたはボカシ肥料専用容器）購入費の 1/2（上限 2,000 円）の補助を行いました。 (平成 22～25 年度 補助基数:392 件)
	段ボール式生ごみコンポスト講習会の開催	生ごみを簡単かつ安く堆肥化できる、段ボールを使った生ごみコンポストの製作と使用法の講習会を開催しました。 (平成 22～26 年度 7 回開催)
⑤不用品の再生利用及び不用品交換活動の促進	再生品の利用促進	市広報において、千代田クリーンセンター「くりえいと工房」で修理した再生品の P R を実施しました。
⑥庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進	リサイクル製品の利用拡大	「米沢市グリーン購入基本方針」に基づき、庁用品におけるリサイクル製品等の利用を励行しました。
	廃材再生品の利用推進	「山形県建設リサイクル推進計画「11」」に基づき、公共事業におけるリサイクル率の高い廃材再生品の利用を推進しました。
⑦処理施設における資源化の促進	鉄・アルミの資源化	長井クリーンセンター内の粗大ごみ処理施設において発生した鉄・アルミについて、分別、再資源化を実施しています。

(2) 市民、事業者、行政の協調体制による方策

方 策	実施状況
①廃棄物減量等推進審議会の継続	市民、販売業者、行政の協調による排出抑制、資源化を推進する方策を検討する附属機関として、米沢市廃棄物減量等推進審議会を継続して設置しました。 (平成 26 年度 1 回開催)
②廃棄物減量等推進員の委嘱	市民参加によるごみ減量化、リサイクルを推進する際の行政と市民の連絡調整については、推進員を委嘱するのではなく、米沢市衛生組合連合会等の役員がその役割を担っています。
③ごみ処理料金の見直し	ごみ処理料金については置賜広域行政事務組合によって設定されています。ごみ処理の有料化は排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進め、排出抑制や再生利用の推進に効果があります。 (参考) ○千代田クリーンセンターへの直接搬入ごみは平成 20 年度から、100 円/10kg から現行の 150 円/10kg に改定されました。 ○指定ごみ袋は袋形状の変更及び容量増に伴い、平成 22 年度から現行の料金に改定されました。

(3) 1人1日当たりのごみ排出量の目標

前計画では、中間年度の平成22年度及び最終年度の平成27年度に委託可燃ごみ、委託不燃ごみ及び委託粗大ごみの委託ごみ（以下「委託ごみ」という。）、自己搬入可燃ごみ及び自己搬入不燃ごみの自己搬入ごみ（以下「自己搬入ごみ」という。）は減少、プラスチック製容器包装、ペットボトル及び分別資源物の資源物（以下「資源物」という。）については増加の目標を掲げています。

(表4-1)

それぞれの年度における目標値と実績値（見込値）を比較して、その達成状況を分析しました。

平成22年度は委託不燃ごみ及び委託粗大ごみと自己搬入ごみの実績値は目標値を下回っているため、排出量を減少させる目標を達成していますが、委託可燃ごみについては実績値が目標値を上回っているため、目標を達成していません。また、同様に資源物についても排出量を増加させる目標値に対し、実績値が目標値を下回っているため、目標を達成していません。

平成27年度は委託ごみ、自己搬入ごみについては見込値が目標値を上回り、資源物については見込値が目標値を下回ると考えられます。

■表4-1 1人1日当たりのごみ排出量の目標値と実績値

(単位：g/人・日)

1人1日当たりのごみ排出量		H22		H27		H26
		目標値	実績値	目標値	見込値	実績値
委託ごみ	委託可燃ごみ	368.3	371.3	348.9	400.6	402.9
	委託不燃ごみ	27.7	24.9	26.2	26.8	27.1
	委託粗大ごみ	4.3	2.1	4.1	2.8	2.9
自己搬入ごみ	自己搬入可燃ごみ	22.1	18.9	20.3	27.7	27.8
	自己搬入不燃ごみ	5.4	3.3	5.1	15.9	16.0
資源物	プラスチック製容器包装	20.6	17.5	21.6	18.9	19.0
	ペットボトル	7.1	5.3	7.4	5.7	5.7
	分別資源物※	122.0	83.4	122.0	84.5	85.6

※分別資源物とは、古紙類、古繊維類、缶、びんのことです。

注1) 参考として、平成26年度の実績値を掲載しました。

注2) 1人1日当たりのごみ排出量＝ごみ総排出量÷人口÷日数（365日）

注3) 人口には東日本大震災による避難者数は含めていません。

(4) ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクル率の目標

前計画では、中間年度である平成22年度及び最終年度である平成27年度に、表4-2に示す目標値を掲げています。それぞれの年度における目標値と実績値（見込値）を比較して、その達成状況を分析しました。

ペットボトル、プラスチック製容器包装ともに、平成22年度については目標を達成しましたが、平成27年度については目標値を下回る見込みとなっており、目標達成は難しい状況にあります。平成22年度の実績値と平成27年度の見込値を比較した場合においてもリサイクル率は低下しており、分別収集の徹底がされにくくなっていることが伺えます。

また、収集されたペットボトル、プラスチック製容器包装のうち約2～3割が資源化されていないこともわかります。その理由としては、収集されたものの中に、「汚損がひどくリサイクルに適さないもの」、「正しく分別されていないもの」などが含まれていたことが考えられます。

■表4-2 ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクル率の目標値と実績値

(単位: %)

種別	H22		H27		H26
	目標値	実績値	目標値	見込値	実績値
ペットボトル	80.0	88.4	85.0	79.0	78.1
プラスチック製容器包装	70.0	73.0	75.0	69.6	72.0

注1) 参考として、平成26年度の実績値を掲載しました。

注2) リサイクル率＝資源化量÷収集量×100

2 課題

(1) ごみの発生・排出抑制

本市のごみ排出量は平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年3月に発生した東日本大震災以降増加し、平成24年度以降ほぼ横ばいで推移しており、ごみ減量化に向けた意識の低下が懸念されます。(第3章 P16 図3-2 参照)

家庭や事業所において、無駄なものを買わない、最後まで使い切ってから捨てる、過剰包装はしないなど、発生及び排出段階でのごみの減量化を啓発し、省資源・循環型社会への転換を推進していく必要があります。

(2) 資源化の促進

近年、収集されたペットボトル、プラスチック製容器包装に対するリサイクル率は低下しつつあり、十分に分別されていない可能性があります。(第4章 P30 表4-2 参照)

また、本市から排出された可燃性ごみの中には、多くのリサイクル可能な紙や布類が含まれています。それらが資源として有効に活用されるよう、今後のごみの分別を徹底し、資源化を促進する必要があります。

(3) 環境教育の充実

ごみ減量化・資源化に向けては、行政だけではなく、市民の自主的・主体的な取り組みが必要不可欠です。家庭や学校、地域社会の場における環境教育をさらに充実させる必要があります。

(4) 事業者に対するごみ減量化指導

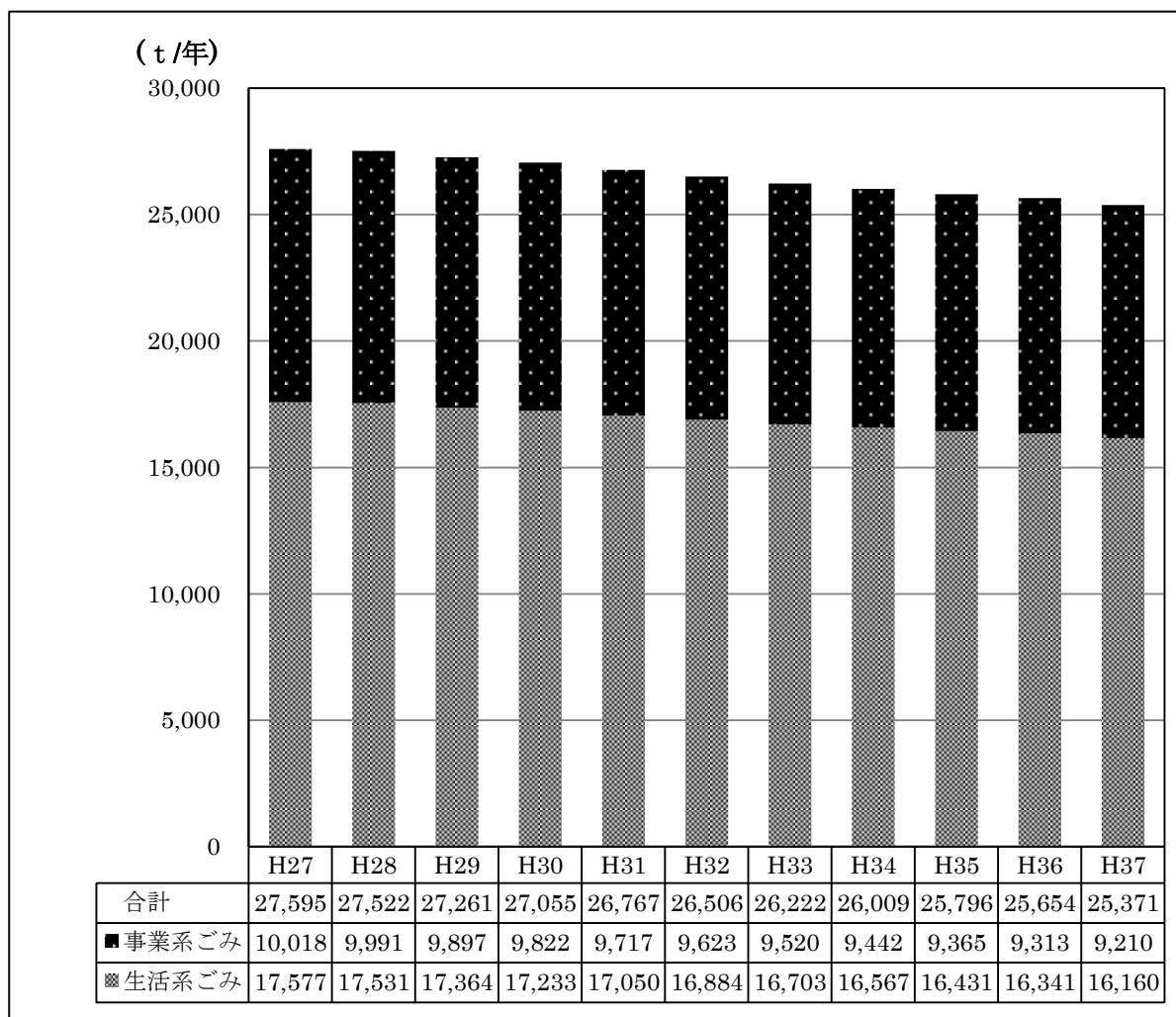
事業系ごみの排出状況は業種や事業所の形態によって異なるため、それらを踏まえ排出状況を的確に把握し、減量化の具体的方策について検討する必要があります。

第5章 計画の基本方針と目標

将来のごみの減量、循環した資源の再利用に向けて、次のような数値目標を設定し、市民や事業者との協働により、達成に向けて各種施策を展開します。

1 ごみ発生量の将来推計

本市のごみ発生量は、減少傾向で推移し、平成32年度は26,506トン、平成37年度は25,371トンと見込みます。



■図5-1 ごみ発生量の将来推計

2 計画の数値目標

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量については、平成26年度における実績値に対し平成32年度までに約1,500トン、平成37年度までに約3,000トンの減量を目指します。

名 称	実績値 (H26)	中間目標 (H32)	最終目標 (H37)
ごみ総排出量	28,034 トン	26,500 トン	25,000 トン

※計算式…生活系ごみ＋事業系ごみ

※米沢市まちづくり総合計画、米沢市環境基本計画への位置づけ指標

(2) 一人一日あたりのごみ総排出量

(1)のごみ総排出量の数値目標を一人一日あたりのごみ総排出量に置き換えた値です。

平成26年度における実績値に対し平成37年度までに約30g（うずらの卵約3個分）の減量を目指します。

名 称	実績値 (H26)	中間目標 (H32)	最終目標 (H37)
1人1日あたりのごみ総排出量	902 g/人・日	885 g/人・日	872 g/人・日

※計算式…ごみ総排出量÷推計人口÷365日又は366日

(3) 資源化量

人口減少に伴って資源物の回収量も減少することが予想されますが、多くの資源の循環利用を推進していき、平成32年度までに約200トン、平成37年度までに約300トンの増加を目指します。

名称	実績値 (H26)	中間目標 (H32)	最終目標 (H37)
資源化量	3,512 トン	3,700 トン	3,800 トン

※計算式…ペットボトル+プラスチック製容器包装+古紙類+古繊維類+金属類+びん

(4) リサイクル率

(3) の資源化量の数値目標をリサイクル率に置き換えた値です。

リサイクル率は、平成26年度の実績値に対し平成37年度までに2.7%の引き上げを目指します。

名称	実績値 (H26)	中間目標 (H32)	最終目標 (H37)
リサイクル率	12.5%	14%	15.2%

※計算式…資源化量÷ごみ総排出量

3 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

本計画における方策にあたっては、3Rの最優先事項であるごみの発生・排出を抑制し、排出されたごみはできるだけ資源化して循環資源を再利用することを基本とします。

市民・事業者・行政の連携と協働して本計画の方策を促進していきます。

(1) 市民における方策

市のごみ処理施策に協力し、ごみの減量化やリサイクルの必要性を認識し、これまでの生活スタイルの見直しを行い、ごみの減量化に積極的に取り組むものとします。

①ごみの排出者としての責任

市民一人ひとりがごみの排出者として自覚と責任を持ち、ごみの排出抑制やリサイクルに努めます。

物を大切に使うことはもちろん、買い物をするときはマイバッグを持参し、使い捨て用品の安易な使用を自粛し、過剰包装されている商品を避け、寿命の長い商品、詰め替え商品、再生品などを選びます。

②ごみの分別・出し方のルールの徹底

ごみ出しのルールを守り、適正処理に向けた取り組みに協力します。

ごみの分別について正しく理解し、生ごみは水切りをして出し、プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶及び空きびんは、水ですすいでから資源物として出すようにします。

③各地域での清掃活動の実施及びごみ減量に関する勉強会の開催

衛生組合を中心に、各地区で自発的にごみ拾いや道路の側溝そうじを行い、生活環境の保全に努めるとともに、有識者を招いた講習会（出前講座）を活用したごみ減量に関する勉強会、エコクッキングや段ボール式生ごみコンポスト作成の講習会などを開催し、各地域が一丸となっておみ減量の意識の高揚に努めます。

（２）事業者における方策

事業者は、生産・流通・販売などの事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用などによりその減量に努めるとともに、ごみの減量や適正な処理の確保などに関する国及び地方公共団体の施策に積極的に取り組むものとします。

①発生源における排出抑制

生産者は、生産段階での製品寿命、再生の容易性、ごみとなったときの処理及び処分の容易性に配慮するとともに、再生資源の利用拡大に努め、製品の規格化や再資源化のために適正表示を図り、流通・販売関連事業者と協力することにより再生資源回収ルートの確立を進めるものとします。

②過剰包装の抑制

流通、販売関連事業者は、減量化やリサイクルに効果的な製品を積極的に取り扱うとともに、関連事業者や消費者と密接な協力により包装材料について一層の減量化に努めます。

また、レジ袋を有料化するなど、消費者による買い物袋持参運動に積極的に協力します。

③再生品の使用促進

事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパーなどに再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。

（３）行政における方策

市内におけるごみの排出抑制に関し、情報提供、普及啓発や環境教育等を行うことにより市民や事業者の本計画への参画意識を高めます。

また、市民や事業者の模範となるよう、ごみの減量やごみの分別を積極的に行っていきます。

①ごみ処理システムの構築

ごみの減量化及び資源化をより効果的かつ効率的に推進できるごみ処理システムの構築を目指し、適正なごみの収集運搬、中間処理、最終処分に努めます。

② 環境教育、啓発活動の充実

ごみ減量化に関する社会意識を醸成するため、学校や地域社会の場において、出前講座等の活動をとおして、市民、事業者や各種団体にごみの減量化、再生利用及び分別排出の徹底を促していきます。

③グリーン購入の促進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

過剰包装されている商品を避け、ペットボトルから再利用された服を購入するなど、環境負担ができるだけ少ない商品を選ぶよう努め、事業者や市民にも利用を促します。

④処理施設における資源化の促進

最終処分場において埋立処分が可能な容量には限界があることから、リサイクル可能なものは資源物として選別し、不用品の補修や再生を行い再利用の推進を図ります。

⑤不適正排出や不法投棄防止対策の徹底

市民や事業者と連携して、不適正排出や不法投棄対策を実施するとともに、監視カメラの設置や不法投棄パトロール、市内一般廃棄物収集運搬業務許可業者との合同パトロールなどを実施します。

（４）協調体制による方策

①関係自治体等との連携

ごみ処理事業を円滑に実施するため、置賜広域行政事務組合及び組織構成自治体、県や関係機関との連携や協力体制の強化に努めます。

②市民・事業者との連携

ごみの排出抑制、資源化を推進する方策について検討する附属機関として、市民、事業者、学識経験者から組織される米沢市廃棄物減量等推進審議会を継続して設置します。

また、本市内における町内会単位の衛生組合を主体とした米沢市衛生組合連合会と連携した衛生に関する事業を通じ、ごみ排出の抑制、資源化に対する意識の高揚を図ります。

資料編

用語集

あ行

【一般廃棄物（一廃）】

廃棄物処理法において定義される「廃棄物」のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。市町村は自区域内で発生した一般廃棄物を収集、運搬及び処分（再生することを含む）する責任がある。「ごみ」と「し尿」に分類され、さらに「ごみ」は「生活系ごみ」と「事業系ごみ」に分類される。

【衛生組合】

生活環境の整備などを目的として、町内会単位で組織されている団体。

【エコクッキング】

地産の食材を選んだり、なるべくごみを出さないような調理をしたりするなど、エネルギー消費を抑え環境に配慮したエコな料理または料理法をいう。

【置賜広域行政事務組合】

置賜地域3市5町（米沢市・長井市・南陽市・高畠町・川西町・白鷹町・飯豊町・小国町）で構成される一部事務組合のこと。

か行

【家電リサイクル法】

「特定家庭用機器再商品化法」の通称。家電4品目（テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機並びにエアコン）について、小売業者に対し消費者から廃家電を引き取ること、引き取った廃家電を製造者等へ引渡すことを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施等を義務付けた法律。

【環境基本法】

国、地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本事項などを定めている。地球規模の環境問題に対応し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることや、国際協調による地球環境保全の積極的な推進などを基本理念としている。

【くりえいと工房】

千代田クリーンセンター内にあるリサイクルの情報発信や、学習や交流を行う施設。

【小型家電リサイクル法】

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の通称。デジタルカメラやゲーム機などの使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律のこと。

【コンポスト】

微生物の分解の働きを利用して有機性廃棄物を分解させてできた肥料のこと。また、その肥料を作成する容器（生ごみ等を堆肥化させる容器）のことをいう場合もある。

さ行**【最終処分場】**

資源化または再利用に適さない廃棄物について埋立処分を行う施設のこと。廃棄物処理法では、上記の廃棄物の最終処分を行う場合は埋立処分が原則とされている。

【産業廃棄物（産廃）】

事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のこと。排出事業者は自らが排出した産業廃棄物を処理する責任がある。

【事業系ごみ（事業系一般廃棄物）】

事業活動に伴って排出されるごみのうち、産業廃棄物に該当しないもの。例として、事務所から出た紙くず、飲食店から出た調理くず・食べ残しなどが挙げられる。

【資源有効利用促進法】

事業者による製品の回収・リサイクルの実施等のリサイクル対策や、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策等を定めた法律。対象となる業種や品目は多岐にわたるが、製造者による廃パソコンの回収・リサイクルを義務づけた法律であることから、パソコンリサイクル法と呼ばれることもある。

【循環型社会】

廃棄物の発生を抑え、使用済製品がリユース、リサイクル、熱回収等により循環資源として適正に循環的に利用され、循環的な利用がされないものについては適正に処分され、天然資源の消費が抑制される、環境への負荷ができる限り少ない社会のこと。

【循環型社会形成推進基本法】

循環型社会を形成するための基本原則や国・地方公共団体・事業者・国民の責務、国の施策の基本となる事項を定めた法律のこと。

【3R（スリーアール）】

リデュース（reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse：再使用）及びリサイクル（recycle：再生利用、再資源化）の頭文字をとった、循環型社会を形成するために重要な取り組みのこと。

【生活系ごみ】

一般家庭から排出されるごみのこと。

た行

【段ボール式生ごみコンポスト】

段ボールを材料として用いたコンポスト容器。安価で材料が手に入り、簡単に製作することができるメリットがある。

【出前講座】

学校や各種団体の要望に応じて、行政職員を講師として派遣する制度。

市民の学習機会の拡充、市政に関する理解、市民の自治意識の向上及び市民と行政との協働によるまちづくりの推進を目的としている。

な行

【生ごみ処理容器】

生ごみの減量化、堆肥化等を目的とする機器のこと。

は行

【廃棄物処理法（廃掃法）】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の通称。廃棄物の排出抑制や適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした廃棄物処理の基本となる法律。

【廃棄物減量等推進審議会】

各市町村において一般廃棄物の減量や適正処理、リサイクルの促進等に関する事項について審議を行うため、廃棄物処理法に基づいて設置する附属機関のこと。

ま行

【マイバッグ】

消費者が買い物に行く時に持参する自前の袋のこと。

や行

【山形県建設リサイクル推進計画】

県が実施する建設工事全体を対象に、資材の有効な利用の確保及び建設副産物の適正な処理を図るため、目標値等を定めたもの。

【容器包装リサイクル法（容リ法）】

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の通称。家庭から出るごみの大部分を占める容器包装廃棄物（商品を入れたり包んだりしていたもので、中身を取り出すと不要になるもの）について、消費者・事業者・自治体の三者が一体となって容器包装廃棄物の減量化と再資源化に取り組むことを義務づけた法律。

【米沢市衛生組合連合会】

衛生組合を主体として、ごみ収集所の適正管理、不法投棄防止の啓発、健康教室の開催など、環境衛生及び保健衛生活動を展開するために設立された外郭団体。市内18の地区にそれぞれ支部を置いている。